

提言項目

「国・東電の責任を明らかにし、住民に寄り添った施策を一 原発事故6年を経過するにあたって、私たちの緊急提言」の「項目」は次の通りです。

- 1：あらゆる政策について、行政区画による官僚的、画一的な対応を改め、実態に即した対応をすること。
- 2：帰還政策では、指定解除、住民帰還と補償を結びつける考え方を捨て、現実には被災者の生活が成り立ち、事故前と同様な生活が可能になるよう、生活補償を継続、拡充すること。
- 3：指定区域外の避難者（「自主避難者」）への住宅供給措置の打ち切りを中止し、これまで通り住居を確保、生活を保障すること。
- 4：営業損害賠償にも、さらに積極的に対応をすること
- 5-1：健康対策については、行政区画による住民への選別、差別をやめ、予防原則に沿って、地域の放射能汚染調査と住民の健康調査を徹底させ、生活支援、医療費の無償 供与などを実施すること
- 5-2：健康手帳の配布、それを活用できる体制の整備につとめること
- 6：住民の被害について、単なる経済的な積み上げだけでない調査を徹底すること。指定区域外からの避難者も含め、改めて被害の実態を調べ、責任を持って対応すること
- 7：被災者については、指定区域内、指定区域外からの避難であることにとらわれず、今後の生活設計での自主的選択を尊重し、選別、差別なく対応すること
- 8：住宅地のほか、農地、山林、動植物の汚染についても、正確な調査をし、必要な対策を講ずること
- 9：中間貯蔵施設の設置については、あくまでも住民の意思を尊重し、正確な情報をもとに丁寧な合意形成に努めること、
- 10：国と東電は、福島第一原発の事故収束、廃炉作業の方針について、少なくとも100年—200年単位の長期的見通しを持って、冷静に解決策を検討し、住民の理解を得つつ、放射能の飛散がこれ以上ないよう、事故炉を遮蔽、隔離する方策も検討すること
- 11：自治体は国の施策に追従するのではなく、主体的に住民の要求を組み上げ、住民の立場に立って国と東電に対応策を要求すること
- 12-1：原発労働の中間搾取などの違法な実態を改め、労働者の健康管理を徹底すること。
- 12-2：除染労働についても、同様に作業と健康の管理を徹底すること
- 13：問題解決のための費用負担について、十分な情報公開の下で、道筋を明確にし、国民合意の中で進める方針を確立し、議論を始めること。

(了)